

福島県地域再エネポテンシャル調査事業（地熱バイナリー発電）業務委託 質問に対する回答

令和4年4月21日
福島県エネルギー課

質問	回答
<p>【提出書類について】 募集要領3（1）⑥の参加要件（地熱バイナリー発電に関する調査事業又はそれに類する事業においてプロジェクトマネージャー又は主たる事業者として受注の実績がある者）を満たしていることを証する書類の写しは、社員の経歴書の提出でよろしいでしょうか。</p>	<p>原則として、契約書の写し等の業務受注の実績が分かる書類を提出してください。 なお、企業としての実績が無い場合は、本業務に従事する社員の経歴書等により実績が確認できる書類も可とします。</p>
<p>【審査会設置要綱について】 募集要領10（1）の「福島県地域再エネポテンシャル調査事業（地熱バイナリー発電）企画プロポーザル審査委員会設置要綱」を貴県HP 上などでご教示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>「福島県地域再エネポテンシャル調査事業（地熱バイナリー発電）企画プロポーザル審査委員会設置要綱」については、公平性の観点から公表しておりません。 なお、審査基準については、公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表に基づき審査を行いますので参照願います。</p>
<p>【会場設備について】 募集要領10（2）のプレゼンテーションではプロジェクターへの投影は予定されていますでしょうか。</p>	<p>会場には、モニターを準備します。PCを持参いただきHDMIケーブルによりモニターへ投影することは可能です。ただし、プレゼンテーションでは事前に提出のあった企画提案書類のみ投影可能とし、書類の追加は認められません。</p>
<p>【調査内容について】 業務委託仕様書（案）P.3（2）導入可能性調査の実施（有望地点の提案）について、「ア エネルギー需要の調査、整理及び分析」の「①調査対象は県下全域とする」とありますが、これは、同仕様書（案）P.2「（1）特定地点における現地調査の実施及び事業採算性の検討」の「ア 調査地点」の①～④に示される4 自治体、5 温泉地に加え、それ以外の県下全域の温泉地を含むとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>【調査内容について】 また、その場合の対象温泉地ならびに個所数は受託者と県監督官との協議によるもの、または受託者の提案により県監督官が認めた（指示した）温泉地となるのでしょうか。</p>	<p>受託者の提案に基づき県との協議によって確定します。</p>
<p>【仕様書の内容について】 業務委託仕様書（案）P.3（2）導入可能性調査の実施（有望地点の提案）について、「ア エネルギー需要の調査、整理及び分析」の「②具体的な調査項目については下記を参照すること」中、「過去の県内における地熱調査の状況」とは、いわゆる地熱発電（フラッシュ方式およびバイナリー方式）のための調査を意味し、その規模は問わないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>【仕様書の内容について】 業務委託仕様書（案）P.3（3）地熱バイナリー発電の現状整理について、「地熱バイナリー発電を取り巻く国の動向や全国の事例等について整理する。」およびその配下の「イ 全国の先進的な取り組みについて」における事例とその数は受託者が任意に選定してよろしいでしょうか。それとも県監督官との協議または受託者の選定をもとにした県監督官の指示等によるものとなるのでしょうか。</p>	<p>受託者の提案に基づき県との協議によって確定します。</p>

福島県地域再エネポテンシャル調査事業（地熱バイナリー発電）業務委託 質問に対する回答

令和4年4月21日
福島県エネルギー課

質問	回答
<p>【調査内容について】 本業務で対象とされているバイナリー発電は、既に湧出または汲み上げ中の既存源泉のみが対象でしょうか。 それとも、新規掘削や増掘、ポンプ交換なども含むのでしょうか。</p>	<p>本業務は既存源泉の活用による地熱バイナリー発電の可能性調査を前提としています。なお、それに追加して新規掘削や増掘、ポンプ交換などの検討を妨げるものではありません。</p>
<p>【経理処理に関すること】 募集要項P.4 7 企画提案書の提出について、⑧見積書について、「必要経費については、経済産業省が定める「委託事業事務処理マニュアル」に準じて行うこと。」と記載されておりますが、一般管理費についても同マニュアルに従うことになりそうですでしょうか。また、経理処理についても検査を行うのでしょうか。</p>	<p>一般管理費については経産省が定める「委託事業事務処理マニュアル」記載のとおりです。経理処理についても検査を実施します。</p>
<p>【提出書類について】 募集要項P.2 プロポーザルに係る事項において「⑥ 地熱バイナリー発電に関する調査事業又はそれに類する事業において、プロジェクト・マネージャー又は主たる事業者として受注の実績がある者。」と記載されておりますが、受注実績は過去10年以内等の年数制限はありますでしょうか。</p>	<p>受注実績に年数制限はありません。</p>
<p>【様式について】 企画提案書の様式第7～9号は「欄外への記載は不可」との注意事項があり、A4一枚に収める必要があると理解しましたが、様式第5号と第6号には同様の注意事項がありませんでした。様式第5号と第6号についても欄外に記載せず、A4一枚に収めることとした方がよろしいでしょうか。</p>	<p>様式第5号については、A4二枚までとします。 様式第6号については、A4一枚に収めてください。</p>
<p>【源泉情報について】 特定地点5温泉の各源泉の化学成分濃度を示す温泉分析表は提供されますでしょうか。</p>	<p>現時点の情報提供の内容に含んでいませんが、温泉事業者から情報をいただいた場合には、追加で提供する可能性があります。</p>
<p>【源泉情報について】 特定地点5温泉の各源泉の深度情報は提供されますでしょうか。</p>	<p>現時点の情報提供の内容に含んでいませんが、温泉事業者から情報をいただいた場合には、追加で提供する可能性があります。</p>
<p>【特定地点に係る調査について】 調査項目により、本事業内では困難と判断させていただいた項目があった場合、それらの調査を含まない形でのご提案とさせていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>実施困難な調査項目は省くことも可能です。 なお、地点毎に調査を行う内容に応じ、費用積算を明らかにしてください。</p>
<p>【特定地点に係る調査について】 各地点の源泉温度・流量の既存データによりましては、バイナリー発電の導入が困難なケースがある可能性がございますが、その場合、その後の詳細調査を実施しない形でのご提案とさせていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>地熱バイナリーが困難な場合、詳細調査を実施しない提案は可能ですが、特定地点における熱利用も含め提案願います。</p>

福島県地域再エネポテンシャル調査事業（地熱バイナリー発電）業務委託 質問に対する回答

令和4年4月21日
福島県エネルギー課

質問	回答
<p>【導入可能性調査について】 “特定地点に係る調査”との関連性についてご教示ください。本項目では福島県下の特定地点で選定されている地点を除く、全温泉地についてエネルギー需要を含めた調査を実施するということになりますでしょうか。</p>	<p>特定地点以外に福島県下における地熱バイナリー発電の有望地点について調査も含めて提案いただくものであり、全温泉地のエネルギー需要について調査を想定するものではありません。</p>
<p>【プレゼンテーションについて】 プレゼンテーションでは、パワーポイント等の資料を別途準備するという理解で宜しいでしょうか。その際、書式・ハンドアウト資料の可否等につきましてご教示ください。</p>	<p>プレゼンテーションに際しては、募集要領 7 企画提案書の提出（3）提出書類のうち、下記の書類についてのみ説明が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 事業概要（様式第5号） ④ 全体工程表の妥当性（工程表含む）（様式第6号） ⑤ 特定地点毎における調査方法、作業工程、費用（様式第7号） ⑥ 有望地点の特定のための調査方法、作業工程、費用（様式第8号） ⑦ 自由提案（様式第9号） ⑧ 見積書（様式第10号） ⑩ 企業実績表（様式第11号） ⑪ 業務実施体制書（様式第12号） <p>なお、様式に含まれない、⑨ その他企画提案を説明するのに必要な書類や、パワーポイント等の資料、企画提案書として提出の無い書類については、プレゼンテーションでの使用は不可となります。必要事項は全て様式 5 号～12号に記載するよう留意ください。</p>
<p>【報告書について】 中間報告書・最終報告書につきましては製本が必要との理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>中間報告書については製本の必要はありません。 最終報告書については 1 部製本が必要です。</p>
<p>【協議・打合せについて】 協議・打合せについて、会議の運営の範疇について具体的にご教示いただければ幸いです。（委員委嘱、日程調整、謝金等の支払い、委員会での説明、ほか）</p>	<p>必要に応じて外部有識者等を含めた委員会を設置することも可能です。 その場合、委託費の中で必要な謝金の支払い、会議運営、協議・打合せについても本業務の遂行にあたり必要経費は委託対象となりますので、会議体の運営方法について、提案してください。</p>
<p>【検査について】 業務終了後に確定検査等がございますでしょうか。また、検査がある場合にはどのような証書類の準備（例、外注契約書、業務日誌等）が必要かにつきましてご教示ください。</p>	<p>業務終了後の確定検査の他、必要に応じて中間検査を行うことがあります。証書類については、経産省が定める「委託事業事務処理マニュアル」をご参照ください。</p>